

払戻しに関するお知らせ

「コロミィ」のサービス終了に伴い、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、未使用の前払式支払手段の残高につき、下記の要領にて払戻しを致します。

【払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号】

フリュー株式会社

【払戻しに係る前払式支払手段の種類】

「ダイヤ」(有償のみ)

【払戻しの申出期間】

平成 30 年 2 月 28 日 17 時～平成 30 年 5 月 29 日 16 時迄

※当該期間に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続きから除斥されます。

【問合せ先】

フリュー株式会社 ユーザーサポート： support-colome@furyu.jp

2018 年 2 月 28 日

東京都渋谷区鶯谷町 2 番 3 号

フリュー株式会社